# 米国における代償ミティゲーションの最新動向

田中 章 研究室 0731159 羽田野 貴嗣

## 1. 研究の背景と目的

2010 年 10 月に生物多様生条約第 10 回締約国会議 (CBD COP10) が名古屋で開催された。そこで、世界で初めて米国で提唱された「代償ミティゲーション」や「ミティゲーション・バンキング」と同じような考え方のものである「生物多様生オフセット」や「生物多様生がシキング」について議論され、日本においてもそれらに対する関心が高まっている。

また日本では、代賞ミティゲーションに関する情報が不足しており、「代賞ミティゲーションで自然生態系の人為的な復元・創造は可能か」(田中、1999)という疑問や、人間が一度壊した自然は復元不可能であるという日本人の自然に対する考え方が、ミティゲーション政策の導入を遅らせている一因と考えられる。一方、代賞ミティゲーション、環境影響評価法の発祥地である米国では、開発前後でウェットランドの質と量が現状維持できない限り開発できないことになっているため、代賞ミティゲーションの実績が多くある。

このような背景を踏まえ、本研究ではミティゲーション制度の発祥国であり、既こ多くの代賞ミティゲーション事業を実施している米国に注目し、人工的自然がどのように評価されているのか最新の動向を調査、分析することで、その実態を明らかにするとともに、日本人の自然観と照らし合わせて、今後日本への導入ご向けて考察することを目的とする。

## 2. 研究方法

本研究は、バラク・オバマ:権利の支持とスポーツマンの伝統(SUPPORTING THE RIGHTS AND TRADITIONS OF SPORTSMEN)など海外のものを含めた代償ミティゲーションに関する米国および日本の既注研究、既存論文、報告書等を対象とした文献調査、ならびにWebサイトでの調査を行った。そして、日本で代償ミティゲーションの導入に向けて考察した。

#### 3. 研究課

## 3-1. 米国の最新動向

## (1) 代償ミティゲーションの定義

ウェットランド等の水資源で対して行われる代償ミティゲーションには一般的に復元(restoration)、創造(establishment)、増強(enhancement)、保全(preservation)の4つの方法がある。

また、連邦政府が認可した代償ミティゲーションは経営主体からみて3タイプに分類できる。まず、許認可された事業者自

らが代替地のウェットラントの復元等を行う「個」以応型」(事業官庁型)があり、初期にはこのタイプが最も多かった。

次に、第三者がウェットランドの復元等を行うことによって 設置するミティゲーション・バンクからクレジットを買う「民間ビジネス型」(民間企業型)がある。これは、開発事業者とは 関係のない民間企業が営利目的でミティゲーション・バンクを 経営するもので、ミティゲーション・バンキングが代償ミティ ゲーションを市場メカニズムにより促進するものという点で、 このタイプが最も本来的なミティゲーション・バンクといえ(田中, 2010)、これから発展が予想される。

もう一つは、「In-Lieu Fee 型」(環境税型、自治体型)と呼ばれ厳密にはいってはなくむしろ代償ミティゲーションのプログラムと考えるべきものである(田中、2010)。「In-Lieu Fee」とは、事業者が代償ミティゲーションを実施する代わりに州政府や非営利団体等に負担金を払い、当該機関がウェットランドの復元等を行うものである。このプログラムは2011年1月14日現在42件行われている。

#### (2) ミティゲーション・バンクの種類と総数

代賞ミティゲーションの実施を市場メカニズムの原理を用いて効率的に実施する仕組みとしてミティゲーション・バンクが挙げられる。2008年、米国陸軍工兵隊こよって公表された代賞ミティゲーションに関する規則では、代賞に関する優先順位(Compensatory Hierarchy)が「①ミティゲーション・バンク② In-Lieu Fee ③個別以応型代賞ミティゲーション」のように示された。そこで、代賞に関する優先順立が最も高いミティゲーション・バンクの種類と終数に着目し、最新動向を示す。

米国のミティゲーション・バンクはその注が根拠に基づいて2種類に分かれる。一つは、「ウェットランド・バンク(Wetland Bank)」と呼ばれる水質浄化法404条と河川港湾法10条による、ウェットランド生態系保全を目的としたバンクである。もう一方は、「コンサベーション・バンク(Conservation Bank)」と呼ばれる絶滅重法による希少生物種のハビタット保全を目的としたバンクである。

ミティゲーション・バンクが存在する州は1992年には18州だったが、2011年1月14日現在40州ある。そのうち36州でウェットランド・バンクが実施されており、売お済みのバンクも含めるとバンクの総数は519件ある。州別で見るとルイジアナ州の65件が最も多い。また、コンサベーション・バンクは11州でしか行われておらず、バンクの総数も134件に留まっている。また、そのほとんどの101件はカリフォルニア州で実施されているバンクである。

# 3-2. ラムサール条約登録ウェットランドとなっているミティゲーション・バンクの事例

日本では、一度失われてしまった自然は二度と元に戻すことができないといった見解や生物多様生の価値や機能を人間の手で復元することに対する疑問が関強くある。その反例として、ラムサール条約について取り上げる。

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要なウェットランド及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている条約である。各締約国はその領域内にあるウェットランドを国際が定基準に従って1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、ウェットランド及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。この基準には、ウェットランドが天然のものか人工的なものかは問われていない。ウェットランドが生態学上、動植物学上重要であると認められれば人工湿地でも登録される。

米国にあるラムサール条約登録ウェットランドのうち人工的 及びミティゲーション・バンクであるウェットランドが少なく とも5件あることが判別した。まとめたものを表1に示す。

次に、ミティゲーション・バンクで最初にラムサール条約ウェットランドとして認可されたCorkscrew Swamp Sanctuary の事例を示す。この事例はPanther Island mitigation bank の一部として復元された 2,700 エーカーを含んでいるミティゲーション・バンクで、敷地内はお野保全区域となっているが、限られた一部の地域を科学研究と観光に使用されており、ウェットランドの環境保全を行うだけでなく、広く一般の人々にも利用されている。

日本では、「代償ミティゲーションで自然生態系の人為的な復元・創造は可能か」という疑問があり、人間が一度破壊した自然は復元不可能あると考えられている。しかし、この事例から、代償ミティゲーションとして復元、創造されたミティゲーション・バンクはラムサール条約の国際基準を満たしており、人工的なウェットランドでもハビタット機能を有し、原生の自然と同等であると評価されていることが判明した。

## 表 1 米国におけるラムサール条約に登録されたミティゲーショ ン・バンク

<b>答</b>	登新用	<b>所在地州</b>	面資na)
Izenbek Lagoon National Wildlife Refuge	86/12/18	Alaska	168, 433
Everglades National Park	87/06/04	Florida	610, 497
Wi Ima H. Schiermeier Olentangy River Wetland Research Park	08/04/18	Chio	21
Francis Beidler Forest	08/05/08	South Carol ina	6,438
Oorkscrew Swarip Sarctuary	09/03/23	Florida	5, 261





図1 復元前の シク

図2復元後のバンク

出典: Panther Island Mitigation Bank (2010)

## 3-3. オバマ大統領によるウェットラント復元政策

1997年に水質浄化法 (Cleanwater Action Plan) が、当時のクリントン政権のゴア副大臣の指示によって制定されたことで、急激ンシク数が上昇している。ここでは、最新動向として2009年1月20日に就任したオバマ大統領に変わってからのウェットランド保全政策について示す。

オバマ大統領は、選挙廣党でウェットランドの保護 (protecting) と拡大 (expanding) をする方法を開発するために、地方自治体と協力すると述べている。また、ノーネットロス政策を継承し、孤立したウェットランドの保護のために水質保全法を改正すると明言した。彼がまだ出院議員だったころからウェットランドの保護に携わっており、大統領が任後もウェットランド保全が推進されていく可能性が高い。

### 4. まとめと考察

米国では法律によりウェットランドと生物種の2つに重点的に絞ったミティゲーション・バンクが行われている。これにより開発の際、ハビタット、または生物種が貴重なのか判断し、適切な代償ミティゲーションを行うことができる。日本においても、開発に囲時に義務がけられている代償ミティゲーションの種類と規模が事業者に伝われば、生物多様生の価値の高い地域の開発が回避される可能性が高まることが考えられる。

また、日本では代賞ミティゲーションに関する情報が不足していることや、損失した自然と代賞した自然との価値の評価に対する疑問が視覚くあることで、本格的に代賞ミティゲーションの導入が行われていない。しかし、ラムサール条約ではその登録ウェットランドの国際基準こウェットランドが人工的か否かを問かないため、米国にはミティゲーション・バンクで造られたウェットランドが5件登録されている。このことから、ラムサール条約の基準を満たすようないビタット機能を有し、天然のものと同等に扱われる人工的なウェットランドを代賞ミティゲーションで復元・創造できることが明らかになった。

米国で盛んにウェットランド復元が行われている原因として、 代償ミティゲーションがビジネスと結び付いていること、また 国の政策として推進していることが挙げられる。このことは、 今後日本ご導入する際、参考にすべき点だと思われる。

日本人は元来、里山にみられるように自然に手を加え、自然とともに生活していた。ラムサール条約の条件に見合うものであれば人間の影響を受けた人工的な自然生態系であっても復元・創造でき、人間と自然が共生できる代償ミティゲーションを日本においても、実現可能であると考えられる。

#### [3|用文献]

田中章 (1999) 米国の代賞ミティゲーション事列と日本におけるその可能性 ランドスケープ研究 Vol. 62 No. 5, 831-586pp.

田井章 大田黒計(2008) 諸国における自然が他のノーネットロス政策の現状環境アセスメント学会2008 年度が発表会要言集 47-51p.

田井章 (2010) ミティゲーション・ハンキングによるウェットラント等の土地系採全・米国の土地を搭出すフ セットの経済が用去:生物を構定 シキングの実態・・水環幕学会誌 Vol.33(A) No. 2 54-57.

The Ransar Convention on Wet lands (2011) The Amotated Ransar List: United States of America. http://www.ransar.org/cda/en/ransar-documents-list-amotated-ransar-15774/main/ransar/1-31-21 8/EE15774\_4000\_0\_, 2011. 1.9

Ecosystem Marketplace (2010) State of Biodiversity Markets.

http://www.ecosystemmarketplace.com/pages/dynamic/resources.library.page.php?page\_id=7491&section=biodiversity\_market&ecd=1, 2010. 12. 13.

Barack Obama.com (2010) The Obama-Biden environmental plan.

http://www.baraokobana.com/pdf/issues/EnvironmentFactSheet.pdf, 2010.12.14.

http://www.mitigationbanking.org/pdfs/pantherisland-new.pdf, 2010.12.14